

令和7年4月16日

◎西内委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎西内委員長 本日の委員会は、昨日に引き続いて「令和7年度業務概要について」であります。

### 《土木部》

◎西内委員長 それでは日程に従い、土木部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ちまして、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(部長以下幹部職員自己紹介)

◎西内委員長 それでは最初に、部長の総括説明を受けることにいたします。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎西内委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

### 〈土木政策課〉

◎西内委員長 最初に土木政策課の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 基本的なこととしてお聞きしたいんですけども、南海トラフ地震が起きた際の復旧復興過程で、必要な土木事業者は大体どれぐらいを想定して、現状どれぐらいの事業者があって、充足しているのか。あるいは、不足しているとしたら、今後どういうふうに土木事業者を確保していくのかという、いわゆるBCP的なものを県としてどう捉えられているか。想定があつたら教えてください。

◎小笠原土木政策課長 まず発災時に、すぐに対応するべきものとしまして道路啓開があります。道路啓開に関しましては、作業は事業者に割当てを行っております。県内、安芸土木事務所から幡多土木事務所までありますけれども、道路啓開の事業者数として315社を割当てております。その中で一番ボリュームの多い通常版のBCPを策定いただいている事業者が196社で全体の62%になります。通常版のBCPの策定はボリュームも多いですし、なかなか事業者の負担が大きいこともありますので、まずは道路啓開に必要な事業者の連絡体制、集合先、機材のある場所といった必要最低限の項目を整理した簡易版のBCPの策定に取り組んでいます。

南海トラフ地震対策行動計画上の策定率としましては、今御説明しました簡易版を62社がつくっておりまます。

◎坂本委員 そこまで詳しいのではなくて、高知県として道路啓開も含めた被害想定に対して、どれだけの事業者が必要であると想定しているのか、また、それに対して今高知県

にはどれだけの事業者があるというような、県全体の状況が分かればということです。

◎小笠原土木政策課長 行動計画の中で道路啓開の割当てがありまして、315社という事業者数になります。

◎坂本委員 結局、土木部が担わなければならないのは、災害直後のところだけじゃないでしょう。全体的なスパンで教えていただけたら。

◎横地土木部長 ほかに補足ができる人がいたら、補足していただきたいんですけども、今土木政策課長が申し上げたのは、まさに委員がおっしゃるように災害直後に一番必要となる道路啓開に関しては、約300社が対応していただくことになります。それ以外の例えば道路以外の瓦礫の撤去、あるいは住宅の再建というところまで含めて十分なのかというと、この数字ははっきり言って、全容を把握するのはなかなか難しいと思います。今までのほかの大規模震災においても、恐らく県内建設事業者だけで成り立っているということではなく、大手も含めて全国の様々な建設事業者が応援に入っていただいて、ようやく再建をやっているような状況ですので、恐らく県内の建設事業者を全て集めても足りない状況になると思います。この状況は高知に限らず、恐らく全国似たような状況になると思います。

◎坂本委員 そういう想定であればやはり隣県ですけれども、隣県もほとんど被害を受けてるわけですから、例えば今回応援協定を結んでいるところからも、事業者に来てもらうことまで含めた計画的なものは、いずれ必要になると思います。そういったところの想定を、これから土木部としてどういうふうに考えていくか分かれば教えてください。

◎横地土木部長 これも委員の御指摘のとおりでありまして、例えば四国地方整備局を中心になって、四国全体で道路啓開に当たるような業者を融通し合う、あるいは四国の県域を越えて、中国地方も含めて事業者と協定を結ぶということもやっております。また、例えば仮設住宅の建設資材の調達に関しても、種々そういった関係の業界団体の方々がいますので、そういった方々との協定も結んできているところです。そういった形で、本県の県域を越えて全国の様々な協会と提携を結ばせていただいています。ただ、それで十分なのかというと、恐らくそれでも十分ではないと思いますので、これからも機会をつかまえて様々な協定を締結していく。先般も道路啓開に関して建設事業者だけではなく、車の牽引といいますか、道路上に放置される車が多数ありますので、レッカー事業者とも、道路啓開に関する協定を結ばせていただいたところです。そういった形で、様々な事業体の方々との協定を結んできておりますし、これからも取り組んでいかないといけないと考えております。

◎坂本委員 もう1点、土木事務所の管理運営の業務の関係の中で、南海トラフ地震対策の第6期行動計画に、高知土木事務所の移転が入っています。これは、実際工事着手に入るのであれば、当然候補地が決まってというようなこともあるんだろうと思います。今回の第6期の中だけでは收まらず、工事着手は第7期ぐらいになるかもしれないとの想定だ

と思うんですけども、地域の人にとっては高知土木事務所が1つの避難ビルでもありますので、いつまでおってくれるのか、その後数少ない非難ビルの中でそれに代わるもののが確保されるんだろうかということも含めて残された地域の人との意見交換は、どんなふうに考えられているのか分かれば教えていただきたい。

◎小笠原土木政策課長 現状はまだ移転先を探している状況です。当然御指摘いただいたとおり、今の土木事務所は一時避難場所にもなりますし、長期浸水が引いたときには長期的な避難場所にもなると思いますので、具体的に移転先が決まったときには、今あるところの活用も踏まえて検討してまいります。

◎坂本委員 ぜひ遅れることなく、地域との意見交換をしていただいて。南海トラフ地震対策の行動計画を、ずっとくまなく見る人はあんまりいないと思うんで、率直に言ってまだ地域の方も知らないです。まずは、知ってもらうことから始めていかなければならないとは思うんですけども、ただあんまり混乱してもいけませんので、そういうところをぜひ丁寧にしていただくようにお願いしておきたいと思います。

◎今城委員 地域の安全安心推進事業です。16億円でそのまま何年も来ているんですけども、労務費が上がり、材料費が上がり、実質的にできる仕事は減少です。そのあたりはどんなに思われていますか。

◎小笠原土木政策課長 2月議会でも御指摘をいただいたおりまして、御指摘のとおり労務費が上がり、資材単価も上がる中で、今までやってきた16億円の中で地域のニーズに応えられるのかというところは、確かに発注量は減らざるを得ない現実があります。ただ、16億円を全て一般財源で確保しております、この一般財源で16億円を毎年必ず確保するということが地域のニーズに応えていくためにも必要なところです。御指摘のとおり実際の発注量は減りますけれども、事業費としては確保していきたいというところです。

◎今城委員 何か起債する方法はないんですか。

◎小笠原土木政策課長 繰り返しになりますけれども、これは一般財源ですので、例えば河川の河床の掘削は有利なしゅんせつ債など、起債が充てられる事業は、最終的に予算の中で起債を充てながら、どうしても一般財源で賄わないといけない発注をしていくために、起債も活用しながらやっております。

◎今城委員 平成19年に出来て、当初は13億5,000万円ぐらいやったがですね。それが16億円まで増えているんですけども、補正をした年もあります。何か増やす手段があるんじゃないですか。

◎梅森土木部副部長（総括） 委員おっしゃられるように、過去に1億数千万円増やしたときもあります。平成26年だったと思いますが、その年は災害の多い年で、災害査定を待ついとまがない土砂をどうのけるかという部分があり、追加をしたことがあります。平成30年豪雨のときも少しありましたけれども、そのときには増額せずに16億円のままで、災

害復旧のほうで対応したという経過があります。この16億円につきましては、シーリングもかかる中での確保ということもありますて、令和6年度は、今実績を集約中ですけれども、令和5年度と4年度を比較しますと、小規模な維持修繕や小規模工事が多いですので、件数は令和5年度が682件で、令和4年度が654件ということで少し増えています。事務所にも確認すると、物価高騰の影響は令和6年度も受けているということで、もう少し件数が減っている可能性はありますけれども、しゅんせつはしゅんせつ事業債を活用する形で、また、一定のメンテナンスは国土強靭化ができる部分もありますので、ほかのところと見合せながら、この16億円についてはきっちり確保し、事務所でも優先順位をつけて活用していきたいと考えています。

◎今城委員 次に、職員採用に関して、土木職がなかなか厳しい状況ですけれども、土木部は733人ですかね。実際、採用できないことによって業務に支障が出るということはないんですか。

◎小笠原土木政策課長 土木技術職の採用もしかり、県庁全体で人材確保に苦労しているところですけれども、今年度も退職者数と中途退職を見込んでの計画でいきますと、自主的に採用できた人数が13名で、技術職が4名不足する状況になりました。この4名の技術職の不足に関しては、事務職との繰り替えで対応しておりますけれども、例えば長期の育休代替の職員が入れなかつたりという課題もありますて、実質、土木事務所で1名の欠員となっております。令和7年度の採用試験で前倒しができる職員がいましたら、その職員を採用することで考えています。

◎今城委員 県警もいろいろ工夫した動画をつくったり、取り組んでいます。土木職についても少し努力が足りないのではないかと思うんですけども、しっかりとよろしくお願ひします。

◎横地土木部長 委員御指摘のとおりでして、今この瞬間で申し上げると、民間の大都市圏の建設業との給与水準、特に初任給の差が大分大きくなっているので、こここの部分が好ましくない影響を及ぼしてるのは確かだと思います。この状況は県庁だけではなくて市町村、それから高知県内の建設業も実は同様の状況にさらされているわけでありますて、高知県建設業協会から、若手を高知県に呼び込むための様々な企画を御提案いただいてまして、これに国土交通省四国地方整備局、本県も一緒に協力させていただいて、取組を始めようとしているところであります。県単独での誘致活動もやっておりますけれども、そういった形で官民連携した取組を進めていきたいと思っております。今はまだ公表できるような段階ではありませんけれども、そういった取組を進めようとしていることは、情報提供をしておきたいと思います。

◎金岡委員 5ページの契約制度の改正についてです。地理的条件について、零細業者への影響はあまりないと考えてますか。

◎小笠原土木政策課長 この地理的条件に関して、土木事務所長から意見があつたものでして、所内事務所だけに限ってしまうと、どうしてもそこの業者だけになつてしまうので、競争性が確保できないこともあります。また、周りの業者からも、応札するのにそこの所内事務所だけに限られると、そこで点がついてなかなか取れないということもありましたので、競争性の確保という点から入れております。

◎金岡委員 そういう観点から見るとそうでしょうけれども、逆の観点から見ると、中小零細業者はやる意欲をなくしてしまうのではないかという気もします。そうすると、後継ぎがおれば別ですけれども、そうでなかつたら廃業という形にもなるのではないかと思います。中小零細業者は物すごく大事な役割を担ってくれております。と申しますのも、道路啓開になるんですが、毎年ある一定の雨が降りますと谷のはけが落ちてくるが、それも自主的にのけてくれているわけです。そういう役割をする方がいなくなると、大変な状況になると思うんですが、そこら辺の考慮はされておるんですか。

◎小笠原土木政策課長 地理的条件のところは委託業務でして、委員御指摘の道路啓開のところでしたら工事のほうになりますので、ちょっと視点が違うかなと思います。また、この項目を適用するときには、応札の状況、地域の状況を見て、総合評価の項目として提示するかしないかも踏まえます。例えばこの項目を設定することによって、地元の業者が取れないということになれば設定しませんし、競争力は確保できることになれば設定します。応札の状況も想定して項目を設定するしないを判断します。

◎細木委員 建設業界の人手不足がどのような状況か、あまり詳しくないので教えていただきたいんですけども、資料の3ページでいくと、土木一式や建築一式については比較表が出ているので経年的には分かるんですけど、この区分でいうと、どの部分で業者が減ったり、県内全体でどれぐらい人手不足の影響が出ているのかを、大まかに教えていただければと思います。

◎小笠原土木政策課長 資料3ページは、1つの事業者が複数の業種を持っている場合もありますので、ここで事業者数の増減というのは、実業者数の右下にある1,342人で15人増となります。事業者における人材の確保につきましては、毎年建設業協会を通じてアンケートを行っておるんですけども、やはりなかなか募集を出しても、応募がない状況になっております。

◎細木委員 入札・契約制度の改正や建設業の活性化プランということで、様々な働き方改革に取り組んで、できるだけ県内で働いていただけるように、すごく頑張っておられると思います。例えば、建設業活性化プランのバージョン3.1ということですので、これまでもずっとこの活性化プランの中で取り組まれていると思います。こういう取組でこんな成果があったというようなことがあれば教えてください。

◎小笠原土木政策課長 例えば6ページの柱1人材確保策の強化の児童生徒と保護者への

アプローチで、出前授業でありますとか土木工事1日体験をやっております。土木工事1日体験は中学生、高校生を対象としておりまして、将来の就職の1つの選択肢として、建設業をターゲットにしてもらいたいという思いで、いろんな魅力の発信や、役割を知っていただく取組をやっております。昨年度、若手の女性技術者と知事との対談の機会があり、その場でも、こういった出前授業や1日体験で、今まで建設業に関心を持っていなかつたけど、体験したことがきっかけで就職に結びついた方もいらっしゃいます。そのほかには、女性活躍の支援の補助金創設のところで建設ディレクターという制度を導入しております。米印で小さく書かせていただいておりますけれども、今までは、現場の技術者の方が、現場で作業が終わってから、事務所に帰ってきて書類作成をしていたけれども、インターネット環境が十分整っておりますので、現場で作業した情報をデータ化して、並行して事務所でバックオフィス的にデータ整理をする役割が、建設ディレクターになります。この方が昨年度は9事業者で10名の実績になっており、10名のうち8名が女性で、全員30代以下ということで、若手の入職にもつながっている状況です。

◎細木委員 先ほどからも出ているように、建設業は災害復旧、インフラの老朽化対策、身近な公共事業で言えば道路補修という要望も高まっているので、その点ではこういう取組をさらに加速して頑張っていただきたいと思います。

◎土居委員 委託業務の入札・契約制度改革で、2その他のところの配置予定技術者の従事実績についての変更ですけれども、恐らく相当ありがたい変更になってくるんだろうと思います。こういった制度改革に当たっては、委託事業者、業界団体等々、一定コンセンサスを図りながらやってきてていると思うんですけども、高知県建設産業団体連合会に所属していない業界団体等もあるかと思うんですけども、そういったところもしっかりとみ上げてやっておられるんでしょうか。

◎小笠原土木政策課長 今年度から導入しました、委託業務の総合評価に関しては、8月に高知県測量設計業協会からも早速意見をいただいております。導入して4カ月での意見交換でしたので、なかなか厳しい御意見もありました。反面、入札結果の状況の分析まで至るぐらいのデータがありませんでしたので、まずは8月の意見交換で宿題をしていただきまして、それから半年間の状況の分析を見て、また意見交換を重ねてということです。改正案をお示しした中で一部、例えば簡単な話で言いますと右上のCPDを、こちらのほうとしては160単位でという案を出しておったんですけども、協会からは、今まで緩和措置で150単位としていたので150で置いてほしいといった御意見を踏まえて、今回のこの改正しております。

◎土居委員 高知県測量設計業協会は高知県建設産業団体連合会所属の団体ですが、そのほか例えば地質調査業協会であったり、舗装の業界であったり、高知県建設産業団体連合会に入っていないところの団体等の意見は県の入札制度改革の中ではどのように反映

されているものなのか、そういう仕組みがあるのか、その辺を教えてください。

◎小笠原土木政策課長 委員おっしゃられたような地質調査業協会やほかの団体には、書面で案をお送りさせていただいて、説明が必要であれば出向きますといったやり取りをさせていただいた中で、特段の意見をいただかず今の案に落ちついております。

◎土居委員 逆にそういったところから、意見が上がってくるような仕組みは、土木部としてあるんですか。高知県建設産業団体連合会の場合は、意見交換という場があるじゃないですか。陳情もあるし。

◎小笠原土木政策課長 高知県建設産業団体連合会の定期的な意見交換会がありますけれども、舗装協会など、いろんな協会が要望といった形で来られる場合もあります。今回委託業務の件ですので、地質調査業務など関係する団体のところに、書面でお送りしたことを踏まえて、令和8年度の改正に向けて、事前に御案内をして意見をお聞きするようにしていきます。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

#### 〈技術管理課〉

◎西内委員長 次に、技術管理課を行います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 基本的なことですけれども、この0円というのは、ざつとこういうふうに表示をされるんでしょうか。本当にお金はかかるないんですか。

◎高橋技術管理課長 1-1 建設工事・土木設計等委託業務の検査・監督につきまして、直當で行います。また、4-1 設計・積算基準・単価の改定につきましては外注しますけれども、各事業課からの費用の配当替えをいただいてやっていますので、当課としては計上はゼロということです。

◎今城委員 優良建設工事施工者表彰ですけれども、やはり総合評価でもすごくアドバンテージになって、業者にとってお金をかけて取りたい表彰なんです。監督基準として必要以上のものを要求しないといったことを徹底していただきたいんですけども、そのあたりどうですか。

◎高橋技術管理課長 技術者等が、資料をいっぱい構えてくれたりするので、それは必要ないですよということは徹底して技査からもお話をさせていただいているし、必要以上の書類は構えてもらっても加点にはなりませんという話をさせていただいております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、技術管理課を終わります。

#### 〈用地対策課〉

◎西内委員長 次に用地対策課を行います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 地籍調査のことでお伺いしたいと思います。進捗状況が令和6年度末で61%で、特に沿岸自治体とそうでないところで大分差があるのではないかと思うんですけれども、そこら辺はどんなふうになっていますか。

◎武中用地対策課長 本県では、独自に津波浸水区域の実施状況を調査把握しております、現在のところ、全体は先ほど申しましたとおり約61%ですが、津波浸水区域については43%になっております。これは14年前に東日本大震災が起こりましたが、それ以降に津波沿岸区域の流出後の復興の観点から、早期着手が必要ということを、県内の市町村がかなり考えられまして、これまで山間部中心にやっていたものを、だんだん沿岸縁にシフトしていきました。ただ一方では山間部の課題もありますので、全部沿岸ということにはならず、両方でやっている関係で全体から言うと若干遅れていますけれども、それでも43%ということで、年間約2%ずつ津波浸水区域は進捗している状況です。

◎坂本委員 年間2%というのはずっとですよね。

◎武中用地対策課長 そうです。

◎坂本委員 ここを加速化しておかないと、いつ起きても不思議じゃないと言われる中で、地籍調査ができてなかった中での被災ということになれば、本当に復興が遅れるということになると思います。年に2%程度を、もっと加速化できるような抜本的な対策は、国も含めて考えられていないんでしょうか。

◎武中用地対策課長 地籍調査はどうしても予算が相当かかる事業ですし、最終的には登記に持っていくかいけないということで、非常に手間暇かかるものです。山間部と比べますと、一筆一筆の土地が小さく、それが沿岸縁には相当あるので、そういったことから関係者が多くなったり、経費もかかるということで、山間部と比べればなかなか進捗率がはかどらない現状です。市町村職員のマンパワー不足もありまして、幾ら国が予算をつけてくれても、どうしても今以上のスピードでやるというのは、なかなか厳しい状態にあると思っております。

◎坂本委員 やれる体制ができれば、国は予算をつけてくれるんですか。

◎武中用地対策課長 そうでもないです。やはり予算はなかなか厳しい状態です。東日本大震災以降、これまで地籍調査に興味のなかった市町村、自治体が危機感を持って要望を行っている関係で、国の予算自体は変わらないんですけれども、それに対して市町村からの要望額がかなり増えてきている状態で、予算の取り合いみたいな状況になっております。

◎坂本委員 ぜひそのところを、国への働きかけもそうですし、市町村が対応できる体制をどうやって確保していくのかということの両面を対応していくことで、部長もそういう

う決意があればお聞かせいただきて、加速化を図っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎横地土木部長 委員御指摘の問題点は、私も同じように感じておりますて、特に沿岸部といいますか、結局都市部における地籍調査の遅れというのは、本県に限らず全国的な問題で、むしろ本県はまだましなほうであるというところであります。ただ、震災が発生しますと、復興の遅れにつながるのは確かであります。今は、予算もマンパワーも含めて、地道にやっていくしかないという、かなり地味な作業を積み重ねていくしかないところでありますので、これは一定続けていくしかないんですけれども。やはり委員から御指摘があったような国への働きかけといったことも含めて、どういった手があるのか、これから我々も検討していかないといけないと思っております。

◎今城委員 国の採択率が悪いということですけれども、予算要求見ても20億7,000万円要求して、11億8,000万円ぐらいで、半分ぐらいしかついていないんですが、これに対して政策提言とかを実際にやっているんですか。

◎武中用地対策課長 予算要望といいますか、陳情活動は、任意団体で国土調査推進協議会という団体をつくっております。各ブロックの長は首長が当番制で、現在、四国ブロックは四万十町長が会長になっているんですけれども、その各ブロックが7月中旬頃に一堂に集まって、国に予算要求を陳情している状態です。

◎今城委員 地元の選出の国会議員にも協力をいただきて、何とか国の予算配分を努力してください。

◎土居委員 用地対策課が非常に頑張っておられることは承知しています。県民の理解を得ながらインフラ整備を円滑に進めていく上で、用地業務は非常に大切な業務ですけれども、特に用地交渉を含めた用地職員の方々は、非常にスキル等も大事になってくるんですが、こういった用地交渉のスキルは、一朝一夕に身につけるものではなく、何年もかけて先輩方を見ながら業務を経験することによって、身についていくものだと思いますので、粘り強く人材育成をしていかないかんがですけれども、将来を見据えた人材育成やスキル継承が可能になるような人材配置ができていっているのか。人材不足というのはかねて議会等でも言われてきたことですけれども、令和7年度、その辺についてはどういう状況なのかお聞きしたいと思います。

◎武中用地対策課長 委員おっしゃるとおり、我々も非常に懸念しております。用地職員は基本的に事務職員ですので、事務職員の人事サイクルで回っていまして、そこでずっと固定でいるわけではない中で従前から比較しますと、年齢構成的に30代以下の若手と、55から60歳以上の職員とのほぼ二極化みたいな形になってしまって、その中間がいません。今後、チーフや課長になる人材の育成確保が大変な状況の中で、基本的にチーフ以上のポスト職については、総務部人事課の配置になるんですけれども、担当者については土木事

務所長の配置になりますので、土木事務所長に対しては、中間職員の配置をお願いしております。新採の1か所目、2か所目になりますと、どうしても2年ごとで替わっていきます。1年目はほぼ研修で、2年目でちょっと覚えたが、3年目には異動していないということでは、用地対策課としては戦力にもならないし、スキルの承継もなかなかできない状態になります。そのあたりも土木事務所長には、できる限り3、4年サイクルの主査や主幹の配置をお願いしたいと伝えております。

研修については、新任者研修や専門研修など様々な研修を毎年工夫してやっておりますけれども、研修よりは、やはり実際にOJTが一番必要になろうかと思いますので、その辺を中心に今後も取り組んでまいりたいと思っております。

◎土居委員 大分苦労をされゆうことと思うんですけれども、本当に計画的に人材育成と配置をやっていただくように、また、総務部にもその辺の理解をしていただけるように、土木部が一丸となって説得をしていく必要があるんじゃないかと思います。あくまでも応援の意味で、頑張っていただきたいと思います。

◎細木委員 地籍調査のことでお伺いしたいんですけども、高知市は沿岸部から順番に進める方針でやっているので、こんなに逆転しているとは思わなかった。確かに山間部も森林の所有の問題はすごく大事なのでやらんといかんと思いますけれども、やはり東日本大震災の事例を見たら大きく地盤がずれていて、デジタルで上からちゃんと地籍を調査することがすごく重要だったという教訓もあるので、事前復興まちづくりの計画の観点からも、県として方針を持っていただきたい。国としても事前復興で、本県など浸水エリアが多いところは、重点的に国費を配分するというようなことを求めたり、今回、いろんな備蓄とかプッシュ型でかなりやってくださる方針も出ているので、それに併せて地籍調査にかかる費用は国費が充てられているのでしっかり進めていってほしいと思います。

もう1点、今回の予算で、河川海岸等自然保護対策の巡回活動に要する経費について、去年から増えてる部分は人件費ですよね。どうして増加しているのか教えていただけたらと思います。

◎武中用地対策課長 委員御指摘のとおり、これはほぼ人件費や被服代といった事務経費の積み上げで増額になっているところです。

◎細木委員 人数や業務の内容が増えたということではないんですか。

◎武中用地対策課長 人数は変わっておりません。

◎細木委員 砂利の採取の問題とか、公共物の監視ということで説明があったと思いますけれども、しっかりと仕事をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎金岡委員 職員の配置の問題など考慮してやられていると思いますけれども、専門職員の配置の必要性があるんじゃないかと思います。そういう方を養成して、ずっと続けてやっていただく考え方はないんですか。

◎武中用地対策課長 土木技術職であればずっと固定で土木事務所、あるいは本課に配置されて、そこからほぼ動くことはないんですけれども、用地職員は事務職員でありますので、どうしてもそこで固定をすることになります。その辺が人材育成の部分で、我々も非常にやりにくいところはありますが、そこについては採用の時点で、事務職員の人事の配置のことになりますので、私どもの権限外といいますか、何ともしがたいところです。

◎梅森土木部副部長（総括） あと、先ほど課長から、若い職員と55歳以上の年齢の高い職員と二極化しているという話がありました。事務職員ですのでずっとということにはなりませんけれども、若いときに経験をして研修等を通じて用地買収に行くことの意義を理解していただいた方で、他で勤務をされている方に、また戻っていただけるような声かけをしたり、あとキャリアチャレンジといいますか、ジョブチャレンジといいますか、用地をやりたいという方を毎年職員にも募集をかけて、少なからず手を挙げていただく職員もあります。用地事務の重要性を県職員にアナウンスしながら、ぜひ入ってきてもらえるような状況はつくっていきたいと思っています。

◎金岡委員 ゼひお願いしたいと思います。地籍調査にも関わるんですけども、今、土地の所有者がその現場にいない。東京とか大都会に住んでいる、あるいは、海外にいるような状況になっています。そうした中で交渉をすることになったときに、私のところであったケースで言いますと、10万円もしないような土地に1,000万円の補償をしても、もうそれは売らないと。なぜかというと、もう人間関係がそこで崩れてしまっているので、もう嫌だというようなことがあったんですね。ですからコミュニケーション能力というものが、物すごく大事なんじゃないかと思います。そこら辺をきちんと教育していただいて、どんなケースであっても、かつちり交渉ができるようにしていただきたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

#### 〈河川課〉

◎西内委員長 次に、河川課を行います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 1-2 河川改修費は、県単という説明があったんですけども、緊急の国のしゅんせつ事業は、お金が返ってくるがですね。そういうがも含めて県単と表示されるんですか。

◎福留河川課長 委員おっしゃられますように、起債が効きますので、国から交付税措置で戻ってまいりますが、予算上は県単という表現をしています。

◎今城委員 和食ダムは、今年すごく渇水ですけれども、試験湛水はどういう状況ですか。

◎福留河川課長 和食ダムの試験湛水は、昨年10月から開始しておりまして、現在の水位

が大体83.5から6メートルぐらいに上ってます。ローターでいきますと72メートルですので、11メートルぐらいは上昇しております。ただ試験湛水は、1度常時満水位の88メートルと、さらに最高水位となります96メートルまで上げていかなければなりませんので、まだそこまでには至っておりません。過去10年ぐらいの平年の降雨で試算した結果でいくと、ほぼ同じぐらいのペースで上がっておりますが、今後の雨次第というところです。

◎今城委員 現在のところ周辺整備工事も含めて、令和8年度までの完成で順調に行っていけるという状況ですか。

◎福留河川課長 周辺工事も、令和8年度までの完成を目指しております。試験湛水も、まさに雨頼みというところもありますが、しっかりと管理していく中で、当然雨が降っていただければということで、早期に完成させたいと思っております。

◎今城委員 春遠ダムについては、第1ダムが順調にいっているんですけれども、第2ダムについてはどのような状況ですか。

◎福留河川課長 第2ダムにつきましては、少し国土調査の関係もありまして用地困難等があります。その分につきましては、現在、大月町で作業を進めていただいておりまして、地元の方との調整で少し時間がかかるておりまして、1年ぐらいの遅れが出ておりますが、引き続き大月町と連携して取り組んでいき、計画どおりに進めるよう頑張っていきたいと考えております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で河川課を終わります。

それでは昼食のため、休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時49分～12時58分)

◎西内委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### 〈防災砂防課〉

◎西内委員長 防災砂防課を行いたいと思います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎今城委員 砂防設備緊急浚渫推進事業費について、地域住民は掘ってくれとすごく言っていますけれども、景観を緩うにするために堰堤をやっているので掘る必要ないとか言っていますよね。見た目もやっぱ掘ったほうが懐ができるいいと思うんですけど、そのあたりどんなもんですか。

◎森本防災砂防課長 砂防堰堤自体が満砂、後に土が堆積することによって、川の勾配が緩やかになって、土石流としては止まる方向に働きますので、土がたまっているからと

いって、砂防の機能がなくなっているということではありません。ただ、委員おっしゃられるように土が後ろにたまつてると、いかにも土を止めて置けなくなるという感覚があらるると思いますけれども、今は砂防堰堤も管理型といって、土砂のポケットというか余地を構えるような形をして、地元からの要望があればしゅんせつすることによって、土砂の管理を行うということを進めています。

◎今城委員 緊急浚渫推進事業費は、総務省の緊急浚渫事業の予算でやるんですか。

◎森本防災砂防課長 そのとおりです。

◎今城委員 それでやると補助事業じやないので、自由度が高いんじゃないですか。

◎森本防災砂防課長 そのとおりです。

◎今城委員 ある程度地域の要望に応えて掘る方向で、ぜひお願いしたいと思います。

◎土居委員 砂防等基礎調査を何年か前に数年かけてやった結果、イエローゾーンとレッドゾーンが全部で2万か所エリアあることが明らかになっていると思います。今回は、さらに精度を上げていくということだと思うんですけども、これ1年で完了するものなのか。また、調査の結果、これまでのエリアが見直されて縮小したり、変化が出てくるものでしょうか。

◎森本防災砂防課長 基礎調査につきましては、土砂災害防止法で都道府県が、おおむね5年ごとに行うものとなっています。現在、1巡目調査が令和4年末に完了しており、イエローゾーンで2万14か所、レッドゾーンで1万8,500か所ぐらいが指定済みになっています。今回の2巡目調査では、能登半島の地震の結果と、昨年度ありました松山城での土砂崩れのように、警戒区域に指定されていない場所で抜かりがある箇所が、全国で複数見受けられたということを受けて、国土交通省から国土地理院が出している高精度な地形データである1メートルメッシュの標高データを用いて詳細な調査を行います。実際5年ごとに行うのは、基本的には新たに家が建ったあるいは、地形が変わったところの見直しをかけていく調査になりますので、指定箇所の増減の可能性はあり得ると思います。令和4年末に1巡目が終わりましたので、2巡目調査は令和4年から令和8年までの5年をかけて終わらせることになります。

◎細木委員 土砂災害対策の推進で、防災学習会などが600万円から100万円にかなり減額されています。逃げ遅れたという事例が、全国的にもかなりあるじゃないですか。これはもう初期の目標を達成したので減額したのか、どういう状況でしょうか。

◎森本防災砂防課長 防災砂防課ではハード対策として土砂を止める物理的な対策と、ソフト対策として防災学習会などを両輪として行っています。その中で、やはり逃げ遅れなどが起こらないような形での啓発を進めています。防災学習会等を通じた啓発活動を、毎年4,000人を目標に進めていますが、今までにコロナとかで目標に達しない年もありましたので、今後また改めて進めていきたいと思います。

◎細木委員 急傾斜の土砂崩れが起こりやすいような地域では、ぜひ学習会も継続してやっていただきたいと思います。

もう1点、土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費補助金も、減額されていますけれども、この補助金は大体どれぐらい使われて、今回どうして減っているのか教えてください。

◎森本防災砂防課長 住宅の建て替えに対する補助に関して見たら、令和4年に新設した事業ですけれども、現在レッドゾーンに住まわれている方の建て替えのタイミングや市町村に対する補助金なので市町村が補助金の要綱を構えていただかないといけないという課題があります。折に触れて市町村に行く際には、この補助金を活用していただくようにアナウンスはしているんですけども、今補助金の要綱を構えていただいているのは11市町村ぐらいで、まだ全市町村にまで至っていないのが現状です。

◎細木委員 11市町村はなかなか少ない。制度自体知らない県民もたくさんおるということなので、周知徹底をして活用していただけたらと思います。

◎金岡委員 がけくずれ住家防災対策費に関連してですが、かなりニーズがあるんですけども、問題なのは自己負担の部分が非常に大きいということで、ちゅうちょする方もいらっしゃる。また、崖崩れ対策ですから、家と崖が近接しているので、工事をするのに、必然的に何らかの形で重機が入るようにするとか、あるいは運搬するのに何とかせないかんというようなことで、普通の工事とはまた違った状況になります。そうした中で、その後始末がなかなか難しい。例えば道をつけたら、道の復旧なんかはなかなか難しいわけです。そしてそれについて住居の方から、これはいかがなものかというような話もよく出るんですが、そこら辺は対策や何かうまくやれる方法は考えられているのでしょうか。

◎森本防災砂防課長 がけくずれ住家防災対策事業につきましては、委員おっしゃられたように人家や崖に近接した家では狭隘な場所になって、作業効率の悪い箇所がかなり多く存在します。どうしても市町村が事業を行うに当たって苦慮されている話は伺っています。そこの経路について、市町村が地元の方の御意見を伺いながらやられているとは思いますが、当課としても申請が上がった段階で、どのような形で入るのかアドバイスや助言を行うようにしています。なかなか入りにくい場所が多いので、業者の方も施工が難しいとは思いますけれども、工法を変えてみたりであるとか、そういうところの検討なんかのアドバイスはするようにしています。

◎金岡委員 業者も、そこの住居の対象者も、両方とも後がなかなか困るんですね。ですから、いいアドバイスをぜひともよろしくお願いしたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎西内委員長 次に、道路課を行います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 道路維持管理費がかなり減額されています。生活に密着というか、小規模な要望がたくさんあると思うんですけれども、減額した理由と要望に対してどれぐらい応えられているか分かりますか。

◎中村道路課長 減額となっている理由につきましては、高知県が管理する道路に設置しております道路照明灯6,000灯を一気にLED化する事業を、昨年度から着手して行っています。この予算を昨年度、約8億円程度計上しております、それが減額になった大きな要因になります。道路の維持管理に要します委託料、小規模舗装部の修繕等に要する補修工事の請負費などについては前年度以上の予算を確保して、要望全てに速やかに応えれるところまでではないかもしれません、しっかりと地域の声にお応えできるように対応してまいります。

◎細木委員 もう1点、道路の面防災対策ですけれども、これは緊急輸送道路で、それが崩落したところをやるのか、崩落する可能性があるところを予防的にやっていくのか、どんな考え方で整備されるんですか。

◎中村道路課長 のり面の防災点検を行いまして、対策が必要な箇所、特に緊急輸送道路の中でも、路線の重要性や危険度を踏まえて優先順位をつけて、優先度の高いところから順番に進めていくように取り組んでおります。

◎細木委員 今何箇所ぐらいあって、進捗率はどのような状況でしょうか。

◎中村道路課長 緊急輸送道路の面の要対策箇所でいいますと、1,018か所です。その中で、対策が完了しているのは265か所、26%になります。一部完了を含めると484か所、47.5%の進捗率となっております。これは先ほど申しました優先度関係なしに、全部の箇所になっており、その中でも一番優先度が高い箇所については16か所あります、そのうち6か所が完了しています。まだ着手できていないところが10か所ありますけれども、これについては令和10年代前半には完了させたいと取り組んでいるところです。

◎細木委員 道路寸断、孤立化がかなり大変な状況になろうかと思うので、ぜひ進めていますようにお願いします。

◎依光委員 道路メンテナンス事業があって、橋梁のメンテナンスのときに、橋梁がすごくさびてちょっと御相談に行ったんだけど、審査をすると判定区分Ⅲで、修理対象になるのはIVからVだという話があったんです。早めに修繕するほうが経費が要らなくて済むんではないかと思うけれども、県ではこうして決まっているという話を聞いたけど、ここを改善する見込みはないんでしょうか。

◎中村道路課長 道路施設の長寿命化対策につきましては、点検をして早急に修繕が必要

なものでありますとⅢ判定となるなど、IからIVの判定区分を設けて取り組んでおります。先ほど委員おっしゃられましたように、予防保全型ということで、早めに修繕をして予算を抑えていこうという取組に移ることが大変重要であることは、私どもも認識しております。ただ、早急に修繕しなければならないものがまだ多く残っている状況で、まずはそれを完了させようということで、予算を入れて取り組んでいるところです。危険な状態であることが判明した場合には、しっかりと対策はしていきたいと考えておりますが、まずは早急に修繕が必要なものに手を入れて、それを終わらせて、次は予防保全型のメンテナンスということで、傷む前に安い経費で修繕をして、長く使っていこうというサイクルを回していくことを考えております。

◎依光委員 判定がIV以上になってということですが、橋梁を見たときに、塗装がもう既に剥げて、さびがずっと出ているんですよね。そのままおいておくことによって急激に傷むんじゃないかと思うけど、緊急性、危険性を判断してという話があつて、どう見ても橋の全体、特に下の手すりになりますかね、縁の1メートルぐらいが剥げているんだけど、そこそこ、縁の歩道を人が通ったり自転車が通ったり、危険度が増すんじゃないかなと思うけど。そういう基準で決めているからということですが、県全体としてどれぐらいの橋があるんでしょうか。

◎中村道路課長 橋梁で見ますと、1巡目として平成26年から30年まで点検をして、その後2巡目として令和元年から5年までの間で点検をしております。1巡目で点検しました県が管理している橋梁が2,477あります、そのうち先ほど申し上げました、早い段階で措置が必要なⅢ判定以上になっているものが301あります。それについては全て着手しておりますけれども、完了したものが286で、進捗率は95%となっております。ただ2巡目の点検でも、同様に措置が必要な橋が207あり、178に着手して、完了は83という状況で、まだ緊急に措置しなければならない橋に対して措置をしている状況です。ただ、先ほどお話をありました防護柵等、もし転落すると命に及ぶようなものはあります。それは日常の点検等で、判定区分によらず対応していくことが必要と考えておりますので、事務所にも確認をして、対応について検討していきたいと思います。

◎依光委員 もう1点、ボランティア活動支援は、どういう活動に対してどのような支援を行うものか教えていただけますか。

◎中村道路課長 ロードボランティアの皆様への活動の支援としましては、保険に入ることのほか、ごみ袋や軍手、タオルなどを支給させていただいております。

◎依光委員 道路の縁のボランティアは危ないから、ボランティア保険に入れるのはすごく安全。事前に、グループがあればこういう活動をしたいということを各土木事務所へ申請をするということですかね。

◎中村道路課長 そうです。申請していただいた団体、個人に対して保険をかけさせてい

ただくということで行っています。

◎土居委員 お願いになります。南海トラフ地震対策にしても、豪雨対策にしても、産業振興に資するインフラ整備にしても道路課のやる事業というのは非常に大事な事業なわけですけれども。先ほどのり面の話もあって、やらんといかん事業がたくさんある中で、限られた財源でやっていかれていると思うんですけれども、その中で当初予算は昨年より30億円弱増えていますので、すごく頑張ってくださったと思うんです。ただ昨今の人件費や資材費の増加などを考慮すれば、全体の発注量はやはり伸び悩んでいるものだと認識しているんですけども、そんな中で限られた事業を、土木一式で868社、とび・土工で774社、これは重複する部分もあるかと思うんですけれども、そういう方々が均衡ある発展を図っていけるような視点で、発注もお願いしたいと思います。専門業者でやれるところは、専門業者でというようなところで、発注の配慮といいますか、そういう方針を徹底していただけますように、またよろしくお願いしたいと思います。意見として申し上げておきます。

◎金岡委員 1.5車線的道路を整備することで、ぜひとも進めていただきたいんですけども、1.5車線的道路でも、中山間地域は特にカーブが多いので、大型車両との行き違いはかなり難しいんですよね。谷の橋梁というところは全てかなりきついカーブになってるので、ほとんどの車がよけ違いをするために、待たなければならぬ状況のところばかりだと思います。道路課だけじゃなくて防災砂防課にも関わると思うんですが、1.5車線的道路を整備していただくと同時に、ぜひとも、そういうところを解消できるように極力早く進めていただきたいと思いますが、あまりそういうところに手が及んでないのではないかというふうに見えるんですが、いかがでしょうか。

◎中村道路課長 国土強靭化の5か年加速化対策が始まりまして、道路事業費も一定増額して取り組んできております。こうした国土強靭化の加速化対策をうまく活用して、のり面防災、橋梁耐震をやっていくことによって、委員のお話にもありました、1.5車線的道路整備などの予算も拡充していくものだと考えております。まずはしっかりと予算の総額を確保していく、また次期5か年になります国土強靭化実施中期計画につきましては、20兆円を上回る予算規模という話が出ておりましたので、予算の増額にも期待をしているところです。こうした予算をしっかりと確保して、中山間地域の道路整備も進めていきたいと考えております。

◎金岡委員 よろしくお願いしたいんですが、特に今年の予算の中に、防災拠点（市町村役場）にアクセスするための県道整備の推進とありますが、ご存じのように17号線辺りはいつ崩れてもおかしくない状況の中で、両側が通れなくなると孤立するわけですね。そういう状況にあるということを認識していただいて、整備も進めていただきたい。特に下が落ちますと、復旧はかなり困難になりますね。道路が落ちないようにできるだけやって

おいて、上が落ちた場合には、土砂を道路啓開すると通れることになりますけれども、下が落ちますと長期間にわたって孤立をする状況が出ると思いますので、ぜひともそこのところを特に考えながら整備を進めてほしいと思いますが、どうでしょう。地震に限らず、豪雨によってでもそういう状況が毎年のように起こっていますからね。そこら辺はどうでしょうね、もっと早く強い道路にというように考えるんですが。

◎中村道路課長 委員からお話がありましたのは、大川村にアクセスしてます、早明浦ダム湖沿いを走る県道の本川大杉線のことになるかと思います。御指摘のとおり地震だけではなく豪雨の際も孤立する可能性がありますので、そうした路線については代用路線で示しておりました中村宿毛線や安田東洋線と同様に、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。孤立しないような防災対策、拡幅、どちらをどういうふうに入れていくかは、まだこれからしっかりと検討していかなければならないですが、道路整備をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

◎今城委員 部長から、はりまや町一宮線が終わるので、今年から郡部の道路予算は充実しますという説明を常々されていたんですけども、地元へ帰ってみると、予算がついてないばっかり言われるんですよね。やっぱり事務所によって温度差があるんですか。

◎中村道路課長 各事務所ごとの予算配分で言いますと、やはり大規模な事業、トンネルや橋梁がどれだけ重なってくるかによって配分額が変わってまいりますので、年度間ではばらつきがあるということは御容赦いただきたいところかと思います。

◎今城委員 交付金事業で箇所付というのは、国が全部決めて県の思いはあまり入っていないんですか。

◎中村道路課長 交付金事業の予算の箇所ごとの配分につきましては、県の裁量で行うことが可能となっております。

◎今城委員 その辺で事業量の少ないところは手厚く、均衡をとってやっていただきたいと思いますが、どうですか。

◎中村道路課長 道路啓開につながることにもなりますが、やはり建設業がそれぞれの地域で持続的に発展していかなければならぬということは、十分に承知をしているつもりです。そういう意見も踏まえまして、予算配分等をこれから考えていきたいと思います。

◎今城委員 その道路啓開ですよね。先ほど土木政策課のところでも話があったんですけども、やはり業者数が少ない地域もあるということで、能登半島は直轄代行で道路啓開に入っているんですよね。そのあたりに備えて、ここが少ないので直轄代行をお願いしようと、事前に協定を結ぶこともあるんですか。

◎中村道路課長 直轄代行を踏まえての協定にはなっておりませんでして、今の道路啓開計画につきましては、それぞれの地域の建設事業者を、それぞれの路線に割当てさせてい

ただいて、道路啓開に入っていたく流れになっております。ただ、道路法も改正をされまして、道路啓開計画は法定計画に位置づけられることとなりました。本県が策定しております道路啓開計画は、法定計画になったとしても、内容はおおむね盛り込まれているものとなっております。そうしたところも踏まえまして今後訓練等していく中で御指摘の視点も踏まえていきます。また道路法の改正の中で、権限の代行というようなことも位置づけられていたと記憶をしております。そういうことで、全ての路線ではありませんが、いざというときには直轄が入っていただけるということですので、対応できるように訓練をして備えていきたいと思います。

◎今城委員 そしたら発災時に直轄代行は考えると。事前の備えとして、計画とかはないということですね。

◎中村道路課長 今の時点で直轄が権限代行で入るという計画はありません。ただ今後、道路啓開計画をバージョンアップさせ実効性を高めていく中で、こういうところは直轄に入っていただきたいというような検討はしていかなければならないと思います。

◎今城委員 国道、県道のランクがずっと下がっていくことでいうと、市町村も啓開計画を考えていかなければなりません。その中で業者は、ここにも登録、あそこにも登録と、重複してきますわね。市町村も啓開できるような体制を残していくかなかんと思いませんけれども、市町村道の啓開計画が出来ているところはあるんですか。

◎中村道路課長 今の道路啓開計画としましては、それぞれ県管理道路だけということですぐっているものではありませんので、それぞれの防災拠点へ至るルートを設定しまして、それに至る国道、直轄の国道もありますし、県道、市町村道もあります。それを啓開して、早く防災拠点へ至るルートを確保しようということにしておりますので、市町村がそれぞれ道路啓開計画をつくるというたてりにはなっていません。

◎今城委員 地域住民は、私たちの地区はあそこが孤立になるのに、啓開する人がいつ来るんだろうという思いもあると思うんですけども、そのあたりどうでしょうね。

◎中村道路課長 能登半島地震を思いまして、地域の皆様が孤立に対して心配されることを承知しております。ただ、今現在はまず拠点となる防災施設までの啓開を完了しないと、応急対策が速やかにいけないということで、まずはその啓開を終わらそうというところで行っています。孤立の対策としましては、道路管理者が、拠点となる防災施設までの啓開が終わってから入る段取りになってこようかと思いますが、危機管理部で、例えば集落の通信手段の確保ということもあわせて全体で取り組んでいくことが必要ではないかと考えております。

◎梅森土木部副部長（総括） 土木政策課のときの坂本委員の御質問にも関連しますが、今城委員の御質問の関係で、なかなか県で数がどうかというところまで調整はできませんけれども、確かに建設事業者自身が地域で生き残っていくためには、一定仕事が必要

ですので、県の本課で発注する大規模なものであるとか、事務所で発注するものについても新たなものも含めて、大規模、中規模、小規模といった形のものも少しつくっていただきながら、それぞれが競争をしていただく中で、事業者が一定程度仕事を取つていけるような状況をつくっていかないといけない。そういう部分については、所属長会や所長会を通じて、まだまだ遅れている基盤整備の状況ですので、各地域地域で事業が1つ終われば1つつくっていく形で、皆さんに受けさせていただける状況はつくっていかないといけないと思っています。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

#### 〈都市計画課〉

◎西内委員長 次に、都市計画課を行います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 はりまや町一宮線は、4月1日から4車線供用開始になったわけですけれども、まだ西側の道路の歩道の部分が今年度事業で残っていると。ただ総費用については、61.3億円で変わらないということでおよろしいですか。

◎中西都市計画課長 61.3億円で変わりません。

◎坂本委員 これまでいろんな議論があった経過のある道路ですので、完成した段階で、これまで県が説明してきたことの検証をする必要があるんじゃないかなと。例えば、シオマネキやトビハゼは保存できているけれども、コアマモはまだ回復していないということも言われていますし、そういうことを検証しないと、あそこに書いてある看板が偽りありということになると思うんですよね。公園のところに看板ずっとつけてますよね。そこで説明されていることは本当にきちんと工事が終わっても、回復出来たということになっているかどうか検証した上で、看板に偽りはないということになると思うんですが、その辺のところはどうでしょう。

◎中西都市計画課長 はりまや町一宮線につきましては、シオマネキやトビハゼなど、いろんな問題がありました。その中で河川内の工事が本年度完了しましたので、その後に、まちづくり協議会とかいろんな中でも御説明をさせていただきましたとおり、5年間のモニタリング調査を行う予定としております。その間につきましては、県としても当然シオマネキやトビハゼの環境調査の結果、しっかり干渉が復元出来ているかといったことについて毎年調査をし、その結果について5か年間をまとめて公表していきたいと考えております。

◎坂本委員 公表は5年間終わった段階なのか、途中経過なども含めて説明がされるのか、その辺はどうでしょうか。

◎中西都市計画課長 毎年調査を行いますので、毎年の結果についてもホームページ等で公表したいと考えております。5年間たてば、5年分を総まとめにして、専門家の意見等もいただきながら公表したいと考えております。

◎坂本委員 これまでに議論されていた費用便益比の関係も、想定してた将来の効果として、供用開始になってどうなのか。その辺についても検証されるがでしょうか。

◎中西都市計画課長 B／Cの話になりますけれども、当然交通量や時間短縮効果などいろいろなものがあろうかと思います。その中で、4車線で4月1日から供用開始になりましたので、今年度中に一旦交通量調査をやりたいと考えております。その交通量の結果を見た上で、改めて調査をやるかどうかを検討させていただきたいと考えております。

◎坂本委員 私も4月1日は朝早くからずっとはりまや町一宮線を見よったら、十分周知がされていなかったのか、えらい車が少ないなという感じやったのですが、さっき言われたような形で、この5年間モニタリングしていくこととか、あるいは毎年、交通量調査をやられるということであれば、そういうことを含めてきちんと県民に説明責任を果たしながら、今後の検証をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎中西都市計画課長 ちょっと言葉が足らなかつたようですが、環境調査につきましては5年間毎年調査をする予定でありますけれども、交通量調査につきましては今年1年ということで考えさせていただきたいと思っているところです。

◎細木委員 関連です。コアマモの移植は、今後どんな計画になっているんですか。

◎中西都市計画課長 コアマモにつきましては、一旦河川内の工事をやることになっておりましたので、その影響を防止するために移植をしております。移植につきましては、繁茂の状況が去年まではあつたんですけども、夏場の水温が非常に高く、コアマモの生息環境にあまり合っていなかつたということで、現在のところ確認されておりません。自然環境の話ですので、専門家の意見をいろいろ聞きながら、今後の対応は考えていきたいと思います。

◎細木委員 また、そういう計画があつたら教えていただきたいし、アカメの稚魚がコアマモに産卵することで言えば、アカメは今レッドリストから外れてはいますけれども、モニタリングの中でアカメの稚魚の生息状況も併せて調べていただけたらと思います。要望です。

あと1点、3D都市モデルです。以前、市議会でぜひやってほしいと質問したことがあるんですけども、この間も想定死者の見直しがあって、早期の避難ということで言えば、逃げる意識にかかっていることがあります。こういうふうに3Dでどれぐらいの浸水スピードということがビジュアル的に見えるので、非常に効果的だと思っているんですけども、どのような利活用の方法を考えられているのか。

◎中西都市計画課長 3D都市モデルにつきましては、国土交通省の都市局が非常に推奨

しております、建物情報を持った3D地図です。全国でも250都市以上で活用が進んでおりまして、県では津波浸水想定区域が、今は平面図上でしか見れないことと、浸水区域と浸水までの時間ということを2つ見ないと分からないうことが、3Dであれば一発で動画で見れるということです。それに高さ情報等もありますので、どういうふうに津波が来るのか、今の避難場所の高さが本当にそれで足りているのかなどをしっかりと再点検する意味でも、3Dは非常に良いのではないかと考えております。今後の利活用につきましては、事前復興まちづくりは、今、市町村が主体でいろいろ取組をされております。その中でもやはり平面図上で見るんじゃなくて、3Dで見たときに、被災をしないところへどういうふうな街をつくっていくのかとか、そういうところにも住民の合意形成のツールとして、御活用していただければいいのではないかと考えているところです。

◎金岡委員 はりまや町一宮線のことです。こういうふうになったということで、一定納得はしているんですけども、現地へも行ったと思うんですけど私が前にはりまや町一宮線の説明を受けたとき、確かに30数億円だったと思います。何年かたって完成して、金額を聞いたら61億円、倍になっていると。それなりの理由はあったんでしょうけれども、時間がこれだけたつとこれだけお金がかかるんだよということが如実に分かった。物価が非常に上がっていますので、致し方ないと思うんですけども、我々の中山間地からすると、うーんとう思うところがなきにしもあらずで。何を言いたいかというと、事業に対してもう少し慎重にやっていかなければならぬということは理解できますけれども、もう少し迅速にできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

◎中西都市計画課長 はりまや町一宮線につきましては、シオマネキの話がありまして、一旦工事を止めて考え直したところです。それぞれ専門家の意見を聞きながらまちづくり協議会をつくり、その中でまちづくりの観点、景観の観点、道路交通の観点、いろんなことを検討してまちづくり計画が出来上がり、道路計画を見直しということでやってきたわけです。委員御指摘のとおり最初は38億円ぐらいの金額だったと思います。それを再開するときに、まちづくりの観点や石垣の復元といったものを含めた中で、38億円が約53億円に膨れて、そのときに事業費を見直し、議会へ御説明をし議決もいただいております。その後いろんな工事の進捗、資材単価の上昇も含めまして、現在61.3億円まで上がっております。それは工事の進捗に伴って、既存の交通や歩行者の安全性など、いろんなところを考慮した結果、20億円近く金額が上がっている状況です。

◎金岡委員 別に理解していないわけじゃないですよ。理解しておるんですけども、現場を見に行ったときも、これはすごいお金がかかるんだなと思ったし、今回出来上がっても、いやこんなになったのというような、ある種の驚きのようなところがありますので。いずれにしてもその原因は、時間がかかったことであろうと思います。迅速に行っておれば、今言ったように倍じゃなくても、20億円安く上がるということも考えられたわけです

よね。いかに早くやっていくかということが、県民に対して、最少の予算で最大の効果をということにつながるのではないだろうかと思いますので、そこら辺何かうまく、早くできるように考えてやっていただけたらと思います。

◎坂本委員 そういうこと言い出したら、ほいたら、早ければいいのかという。県民の合意を得ながら、公共事業は進める必要性があると思うんですよ。そのことだけで、ここで議論を終わらすわけにいかんなりますから、そういうふうな話になると私どもも言いたいことがいっぱい出てきますので、そのことだけ言うておきます。

◎金岡委員 ありますけど私も。

◎依光委員 都市計画は、香美市とかの線引きによって業者が守られたり、それぞれ確保されているけれども、ちょっと心配するのは、津波が来たときに明らかに浸水地域に企業や民家などがたくさんあります。高台移転を進めている部分はあるけれども、なかなか規制のためにできないことがありますよね。そこら辺で県として全体を見たときに、農地なんかも高齢化して荒廃地がたくさん出てきてる状況の中で、見直しなどはどのように考えていますか。

◎中西都市計画課長 高知広域の都市計画区域については、委員御指摘のとおり、市街化をすべき区域と、優良農地として保全すべき市街化を抑制する区域で線引きをさせていただいております。一方で、南海トラフ地震の関係で、企業が移りたいけれども、調整区域で厳しく規制されているので動けず適地が見つからないという御要望もいただいているところです。その中で県としては、令和5年度に市街化調整区域により地区計画の見直しをしっかりかけまして、一定の市町村のまちづくりに即するものであれば地区計画をつくれば、市街化調整区域の性格は変えないけれども、市街化区域の中でも一定程度の開発は許容するということで緩和を図っているところです。企業がそういうふうに移られるのであれば、御相談いただいた上で当課で内容を審査し、いろんなお話をさせていただくことになろうかと思います。

◎寺内副委員長 関連で。先ほどの都市計画の市街化調整区域の地区計画の関係です。地区計画の中で重要な部分は、浸水区域にならないようにということがあるんですけど、そのときに南海トラフの関係で三重防護は、高知市で取り組んでおり、浸水区域を少なくしていく整備をしているんですけども、想定外をなくすということで、今浸水区域がそのまま表示されていることについて、防災と都市計画の整合性というのは、何かないでしょうか。

◎中西都市計画課長 都市計画の関係で言わせていただきますと、高知市で線引きしているところも、ほかの都市計画もそうなんですけれども、国がコンパクト・プラス・ネットワークということで、非常にコンパクトなまちづくりを目指しているところです。その中で、コンパクトにはするんですけども、どうしても災害ハザードがあるところを町にせざる

を得ないところが出てきます。そのときにはハードソフトを組み合わせて、どういうふうにその町を守っていくのかの計画をつくり、それでも守られないのであれば、都市計画の事業をいろいろ使いながら、浸水区域外へ移っていく。土地利用規制は、あくまでも規制はするんですけども、防災のためにどうしても無理であれば、そういうところは移転をしていく。それに対して開発許可を緩和し、地区計画という制度を使いながら移していくということを、セットでやっていきたいと考えております。

◎寺内副委員長 地区計画をつくるときに、1つの地区計画は浸水区域を除くということになるんで、そのときに三重防護は既に行われていて実在的には浦戸湾のほうに津波入れないと、L1については浸水区域をなくすというような方向が実際に行われていることと、現在、想定外をなくすというL2の分で来てますので、さらにL2よりも大きな分は想定外をなくすということは、堤防と全てないということで浸水区域を出していることの整合性ですよ。そのあたりは、防災の観点と都市計画の観点で、浸水区域が変わってくるような形です。対応をとっている実情の部分と減災防災という形でやっている部分、それから想定外をなくした部分の浸水域が出てくるという、整合性の部分をお聞きしているんですけどね。そういう分で国交省なりで指示があるのか、また県の考えがあるのか、お聞きしとるところです。

◎中西都市計画課長 まず、津波の浸水区域があるからといって、市街化区域というところが変わるわけではありません。ですが、当然企業がそこにあると、三重防護とかそういうハード整備がされたとしても、そこにリスクがあるからどうしても完全に津波浸水区域外のほうの調整区域に動きたいという話が企業からあるのであれば、そこが調整区域だとしても、地区計画という制度を使えば開発ができますよという御相談はさせていただきたいと考えております。

◎寺内副委員長 調整区域へ地区計画をつくるときに、基礎自治体でやっていると思いますけれども、高知市の場合だったら3社以上の部分で、そこは浸水区域なんで盛土をしてつからないようにという、そこの基礎の状態ですよ、浸水区域になっているか、なっていないか。実情としたら、浦戸湾には津波を入れない方向で行われている中で、そこに県としての地区計画が出てきた。地区計画で調整区域云々の部分をするというんじゃないなくて、実際に調整区域で地区計画を行うときに、浸水区域の中にあるのに、事業者に対して地区計画を見てもう場合に、その基礎となる浸水区域の位置づけが2つあるじゃないですかということをお聞きしたいという意味合いで。

◎中西都市計画課長 繰り返しになりますけれども、市街化区域の中であれば、都市計画上の用途で建築ができるかどうかの話になります。そこに地区計画の制度は必要ありません。ただ、さっきから申し上げております地区計画制度は、通常の工場など市街化調整区域に似合わないものを、どうしても調整区域に建てなければならないときには、そこには

当然要件がありませんので通常は建てられないんですけれども、市町村のまちづくり方針に沿ったような地区計画をつくっていただけるのであれば、調整区域であっても、浸水区域外に移転することは可能ですという意味合いです。津波浸水もこれから見直しをかけていきます。その中で当然、三重防護とかハード整備がなされれば、L1ではつかないし、L2では飛び越えてくるという話になってこようかと思いますので、今後は、都市計画としても新想定を見た上の対応にさせていただきたいということも、検討させていただきたいと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

#### 〈公園上下水道課〉

◎西内委員長 次に、公園上下水道課を行います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 2-1と2の都市公園等の整備、管理費には、五台山公園のPFIも入っていますか。

◎坂本公園上下水道課長 五台山のPark-PFI事業につきましては、民間にやっていただくことになっていまして、この中の経費には含まれておりません。

◎細木委員 そしたら今年はどんな進捗になるか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

◎坂本公園上下水道課長 訂正いたします。いわゆる展望台の周辺の特定公園施設部分の公園部分については、令和6年度から令和7年度に繰越した費用を財源としています。

◎西内委員長 その上で、事業の進捗は。

◎坂本公園上下水道課長 進捗につきましては、工事を5月ぐらいに着工することは確認しております。4月の終わりぐらいには現場事務所が出来て、5月から展望台も含めて特定公園の部分の工事を着工していくと聞いております。

◎細木委員 一級の観光施設であり、せっかく始まったのでいいものにはしてもらいたい思いがあるんですけども、ちょっとその制度自体があまり詳しく分からぬんですけど、PFIで応募したときはたしか3社あって、2社がのいたと。1社だけでやるということで言えば、資金繰りの面や、ちゃんと施工管理ができるのか、出来た後の運営というのは、プロポーザルでもらったときは3社でやるというのでオーケーを出しているが、1社でもそれと同等レベルのことができるという再評価は県でしっかりやられたのか、そこの辺がちょっとぼやっとしているので教えてください。

◎坂本公園上下水道課長 委員おっしゃられるとおり、公募をいただいたときは3社の企業体で応募がありました。その3社それぞれに経営診断を確認いたしまして、それぞれ1

社でも十分にできるという診断は確認しております。今回、事実上1社になったところなんですがれども、改めて資金計画を出していただき、そこでも収入と支出の計画書を拝見させていただきまして、大丈夫だということで今進んでいる状況になっております。

◎細木委員 あわせて施設も建てられると思うので、その施工や出来た後の運営についてもオーケーという評価ですか。

◎坂本公園上下水道課長 施設を建てて、管理が始まって20年間の収支も確認させてもらっております、大丈夫だと判断をしております。

◎細木委員 20年間はかなり長期なので、いろんなスパンで切って評価をしながら、継続性がきちんと担保しているのかのチェック機能も働かせないと、元は県の施設なので、そこら辺はもっと具体的に、どういうふうな20年間の計画があるのか、決まっていたら教えていただけたらと思います。

◎今城委員 上水道事業の所管が国交省に変わって、よくなるのかと思ってたら、交付金が直接市町村に交付で減額とか言うてますわね。どう変わっていくのか、どうよくなるのか教えていただきたいです。

◎坂本公園上下水道課長 今回減額といいますか、今まででは国から県を経由して、市町村にお金が渡っていたので、県の予算上その数値が出てきていたんですけども、直接国から市町村にお金が渡るので、県の予算上出てきていないだけです。減額したわけじゃなく、予算上、国からの補助金が公園上下水道課の予算からなくなつたということになっています。市町村はその国費をもらって、耐震化事業や更新事業は継続してやっています。我々の事務としては、ちょっと軽減された面があるかもしれません。実際、市町村はその国費をいただいて、事業を進めています。

◎今城委員 国交省になってよくなる点は、どんな点が想定されるんですか。

◎坂本公園上下水道課長 能登半島地震を受けてもそうなんですがれども、上下一体で計画を策定して、今後耐震を進めようということがうたわれている中で、もともと当課に下水道があり、上水道が来ることによって、当課で上水道も下水道も取り扱うので、一体的に進めることができるということがまず1つあるかと思います。あと、災害についても別だったのが、厚生労働省から国土交通省に移ったことによって、土木部に移管されました。このことによって、災害の補助も国費率がアップになりますし、事務も当課と同じ所管のところにありますので、連絡体制もできている面から言えば国土交通省に移ってよかったと思っております。

◎金岡委員 先般の八潮市の事故を受けて、高知市がほとんどになると思いませんけれども、上下水道の状況はどうですか。

◎坂本公園上下水道課長 八潮市クラスのサイズの管は県内にはないんですけども、八潮市は4.7メートルの管径で、我々の流域下水道は1.65メートルなので、2メートルもいか

ない管径です。埼玉の場合は対象人口200万人、我々は21万人で、桁が全然違うので、あそこまで大きな管はありません。あと2メートル以上の管は、県内で言えば一番高知市が有しております。2メートル以上の管の腐食の恐れがある箇所の点検状況はどうかということですけれども、高須の流域の管では、そういう腐食はないです。ちょうど昨年度点検したところで、全く問題ないという調査結果を確認しております。あと、県内の市町村でまだ残ってるのは、直ちにではないんですけども、近く修繕したほうがいいというのが1点。4キロメートルありますので、それも計画的に直していくと聞いています。腐食の恐れがある大きな管が道路の下にあることはないですけれども、管理者が把握して、市町村が対応していくことになっております。

◎寺内副委員長 先ほど五台山の公園事業について、委員から話があったんですけれども、一例で言うたら大阪城公園が公園事業の成功例だと思うんで、不安な声があるようやつたら、それなんかもまた活用していただいて。3社が1社になった分は、私したら受けてくれて、大阪城の公園事業成功しているんで、五台山公園もまたいい意味で広げてもらいたいと思いますのでお願いをしておきます。

それから今、委員からありました、上水道、下水道の関係で、能登半島でも公共インフラということで、大きな課題だったと思うんですよ。併せてトイレの部分が、1つの大きな課題にもなったと思うんですけども、今、国土交通省も下水道から浄化槽にということで、一定のシフトを行っているところもあり、10年概成というのも出されたところもありましたので、まさにこれから、浄化槽の活用が大きく左右すると思うんですけども、浄化槽を担当する職員が何名おられるのか教えていただけませんか。

◎坂本公園上下水道課長 浄化槽を担当してるのは1名です。それを所管しておりますチーフがおりますので、この2名で県内の浄化槽行政は担ってもらっています。

◎寺内副委員長 その中で能登半島地震を受けて、浄化槽法も大きく改正されて、どんどん都道府県市町村に要請も多く、法律に基づいて、責任も重くなってきてるんですけども、人数的にはいかがなもんかと。2名というのは、ちょっとマンパワーが足りんのじやないかなと思うんで、質疑をさせてもらっているんですけど、その点はいかがなもんでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 今回も予算の中で説明している浄化槽を設置する補助の業務にしても、かなり大変なところがあります。あと最近、おっしゃられるように浄化槽法が改正になって、法定協議会を開催したりとかすることによって、いろんな浄化槽の行政の課題を関係各社と協議をして、進めていくこうということになっています。非常に課題が多い中で協議会のチームはしっかりとやっていたいいるところですけれども、職員は多かったらいいとは思いますが、なかなか我々で決めれるところではないですので、この体制で滞りがないように取り組んでいきたいと考えております。

◎寺内副委員長 今のお話を聞くと、マンパワー的に大変やと思ひますけれども、増やせるのであれば、増やすようにしてもらえればと思ひますので、また頑張っていただきたいと思ひます。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

#### 〈住宅課〉

◎西内委員長 次に、住宅課を行います。

(執行部の説明)

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 全国ナンバーワンの空き家率ということもあるし、今回、課の中で初めて資料がついたので、かなりやる気が出てきているなという感じは見受けたんですけれども、資料の右側の取組・成果のところで、空き家の相談窓口相談件数は累計1,061件であると。令和4年が225件、令和5年162件、これ減じた数は、マッチングした数になるんですか。

◎橋本住宅課長 掘り起こしの件数につきましては、手つかずだった空き家が人の手に渡った、もしくは渡る準備が整った状態を掘り起こしと捉えて数を算出しております。具体的には、空き家バンクに登録された数でありますとか、相談があった数といったところです。

◎細木委員 この1,061件から、例えば令和4年の225件を引いた数が、成立した数ではないということですね。

◎橋本住宅課長 はい、必ずしもそうではありません。

◎細木委員 本当に空き家の活用が中山間地域の活性化につながると考えているので、今回どのような取組になるか楽しみにしたいと思っています。

もう1点。県営住宅の整備・活用と適正な管理で、滞納の問題も出されていましたけれども、今般の国会でも話題になっている公営住宅の退去時の高額請求、退去するとき40万円、50万円請求されたというようなことがあるんです。民間は、経年劣化の分は請求してはならないというような民法上の規定もあって、なぜ公営住宅は低廉な住宅を供給するというがで、相反するようなことが起こっているのか。僕もずっと前から相談を受けたことがあって。敷金とかで全然返せない。もう経年劣化で40年住んでいてもそれが満額請求されたら、それはなかなか払えないと思うんですけども、この滞納の中に、退去時の費用が払えんって滞納になっているケースはあるんですか。

◎橋本住宅課長 手持ちの資料でそうしたものを持っていないところですけれども、家賃の滞納と退去時の必要額というのは、別の考え方をしていくべきものであると思っております。また勉強してまいります。

◎細木委員 もしそんな資料があったら回してください。よろしくお願ひします。

◎金岡委員 空き家のことについて、うちのほうでも非常に問題になっていますので、お伺いしたいんですが、市町村主導でないということも結構なことだと思いますけれども、今までやっているところを見て思うのは、空き家に限らずですけれども、まず意向調査をしてみるべきじゃないかなと考えております。というのは、例えば独居の方で今住んでおられる方は、お亡くなりになつたら空き家になるわけですよね。そのときには誰に相談に行っていいのか、もう誰もいないわけで空き家なんです。ですから、空き家になる前に、もう処分してもいいですよとかいう話を聞きしておいたら、後につながりやすいんですよね。そういうことをやつたらいいと思うんですが、そういう考えはありませんでしょうか。

◎橋本住宅課長 今予定している取組の中で、そうしたものがあるかどうか把握しているんですけども、また御提案を踏まえて考えてまいりたいと思います。

◎金岡委員 もう1つ。市町村が調査したものがあるんですが、公開しないんですね。要するに、例えば業者が教えてほしいと言っても、いや出せないと。そしたら何のためにそういうふうな調査をしたんだろうかということになるんですが。できるだけ公開をしていたら、利用される方、あるいは売買、極端に言えば不動産屋も動き出すということになるんですが、今のところあまり公開したがらない状況です。そこら辺は、個人情報の観点からいろんな問題もあるでしょうけれども、どのようにお考えでしょうか。

◎橋本住宅課長 空き家バンクに登録しているものなどは、どんどん紹介していくらしいと思っておりますので、そういったところで、登録する、しないでさび分けされているものと認識しております。

◎金岡委員 今申し上げたとおり、空き家になる前から動いていただいて、そして広く知っていただくということをやれば、かなり動くんじやないかと期待しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎横地土木部長 委員から御指摘があつた、空き家になる前に動くことについては、悉皆調査というわけではないですけれども、先ほどの資料にありますとおり、空き家に関する啓発のキャンペーン、あるいはそういったことに取り組んでおられるNPO法人と協定を結んでいます。そういう中で、空き家になる前のなるべく早い段階でいろいろ決断をしていただくような啓発の取組は進めてきております。そういう取組を通じて、空き家になる前に、いろんな取組を始めております。これはもう少し取組を拡大していくことで、対応していきたいと思っているところであります。

◎金岡委員 そういう中で今申し上げたのは、業者が、調査したものを教えてくれと言ったときに、なかなかその情報は出せないというふうになっておったので、そこら辺もうまく出していただくようにということです。

◎横地土木部長 活用できるところはそうしたいと思っております。一方で、家主があま

り出したくないといった御意向があるのも確かであります。その家主の意向もうまく酌みながら、ここまでオーブンにできるんだけれども、世の中に向けてフルオーブンにはしたくないとか、それぞれきめ細やかなニーズがありますので、そういったことにうまく対応しながら、フルオーブンは民間に任せばいい話なので、そうではない家主にも我々がうまく対応することで、いろんな家主のニーズに対応できるような取組をしていきたいと思っています。

◎今城委員 住宅耐震化は、ほとんど一般財源ですけれども、令和6年に比べて大幅に増えています。 (入) という財源があるんですけれども、この財源は何ですか。

◎橋本住宅課長 住宅耐震化の補助金につきましては、国費と県費と市町村費と協力し合いながら補助をしているものです。

◎今城委員 県の一般財源が9億9,530万7,000円で、(入) ってあるがですよね。去年までなかった (入) というががあるんですよね。何のお金を使っているんかなと思っているんですけども。

◎橋本住宅課長 こうちふるさと寄附金基金の一部です。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の聴取については、明日行いたいと思いますが、御異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは、以後の日程については、明日の午前10時から行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(14時50分閉会)